

**令和5年度
琉球王国文化遺産集積・再興事業実施設計委託業務
企画提案応募要項**

1. 事業目的

琉球王国時代から継承されてきた有形・無形の文化遺産は、近代化や先の大戦等によりその多くを失ってきた。本事業は、残された文化遺産等から得られる学術的知見や科学分析等の情報を集積するとともに、王国時代にあった手わざ（絵画、木彫、石彫、漆芸、陶芸、染織、金工、楽器）を、現代の最高水準の手わざで復元することを目的とする。また、これら模造復元品を通して、世界に誇る沖縄の手わざの力を内外へ発信し、琉球王国文化の体系化を図るとともに、文化観光・研究拠点としての沖縄をアピールする。

2. 委託業務名

令和5年度琉球王国文化遺産集積・再興事業実施設計業務

3. 委託業務の概要

企画提案仕様書のとおり

4. 契約期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

5. 予算額及び経費限度額

15,048,985円（消費税及び地方消費税を含む）

※企画提案公募のため提示した金額であり、契約金額と一致しない場合がある。

6. 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人から成る共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合には、構成員の全てがこの要件を満たすこと
- (2) 県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には最低1法人が県内に本店又は支店を有していること
- (3) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は、本業務の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすことが必須である。
 - ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること
 - イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること
 - ウ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始又は民事再生手続きの申し立てがなされている者でないこと。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと
- (5) 当該業務の対象となる業務内容や納入期限を履行できる専門的な知識や技術・手法、情報、経験実施体制が十分な者であること
- (6) 本委託業務の実施に際して、6名以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること
- (7) 県税に未納がないことを証する証明書を提出したもの
- (8) 暴力団排除に関わる誓約書を提出したもの
- (9) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること
- (10) 雇用する労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていること
- (11) 労働関係法令を遵守していること

7. 応募の手続き

- (1) 応募にかかる各種様式、業務委託仕様書等の請求
 - ・ 応募期間 公告の日～令和5年5月8日（月）15:00まで
 - ・ 掲載場所 沖縄県ホームページ

- (2) 応募説明会
- ・ 日 時 令和5年4月19日(水) 16:00~17:00
 - ・ 場 所 沖縄県立博物館・美術館 博物館研修室
※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、オンラインで行う場合がある。詳しくは申込者に伝える。
 - ・ 参加申込 令和5年4月19日(水) 12:00 までに FAX にて申し込むこと(様式9に拠る)
 - ・ 宛 先 沖縄県立博物館・美術館(博物館班) 崎原
FAX: 098-941-3650 TEL: 098-851-5401
※FAX送信後、受信状況を電話で確認すること
- (3) 本業務の内容及び契約に関する質問等については、次の期間に限り FAX 又は電子メール にて受付。
- ・ 受付期間 令和5年4月19日(水) から4月24日(月) 12:00
 - ・ 宛 先 沖縄県立博物館・美術館(博物館班) 崎原
FAX: 098-941-3650 E-mail: inafukky@pref.okinawa.lg.jp
※FAXの場合、送信後に受信状況を電話で確認すること
 - ・ 回 答 回答は沖縄県ホームページに掲載し、個別の回答は行わない。
最終回答は、令和5年4月26日(水) 17:00 までに行う。
- (4) 企画提案応募申請書及び企画提案書の提出
- ・ 提出期限 令和5年5月8日(月) 15:00 まで
 - ・ 提出書類 8に定める(1)~(8)、(11)~(14)の書類
 - ・ 提出先 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち3丁目1番1号
沖縄県立博物館・美術館(博物館班) 担当: 崎原
上記に定める提出先に持参または送付により提出すること。
※持参の場合、休館日は当館通用口で担当者宛に預けること。
※送付の場合は、受領の確認がとれる手段をとること。
※FAX 及び電子メールによる提出は受け付けない。

8. 提出書類

- (1) 企画提案応募申請書 【様式1】
- (2) 企画提案書 【様式2】
- (3) 会社概要書 【様式3】
- (4) 経費積算書 【様式4】
- (5) 事業計画書 【様式5】
- (6) 事業実施体制書 【様式6】
- (7) 事業実績 【様式7】
- (8) 誓約書 【様式8】
- (9) 企画提案応募説明会参加申込書 【様式9】
- (10) 質問書 【様式10】
- (11) 申請受理票 【様式11】
- (12) 県税の未納がないことの証明 (3カ月以内に交付されたもの)
- (13) ①労働保険、②健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類
①労働保険については、申請日直近の労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し
(例) 労働局からの領収済通知書(領収印があるもの)
納付書・領収証書(領収印があるもの)
口座振替結果のお知らせ(申請所名が入っている部分を含む)
労働保険事務組合からの領収書等
納入額の告知書と振込・口座振替明細 等
②健康保険・厚生年金保険については、申請日直近の厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し
(例) 厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済通知書
納付書・領収証書(領収印があるもの)
領収済通知書(領収印があるもの)
社会保険料納入証明書

- 納入額の告知書と振込・口座振替明細 等
※加入義務がない場合は【様式 12】を提出すること
(14) 共同企業体協定書（共同企業体の場合に限る）

- ※提出部数：上記(1)～(8) 12部（正本1部、副本11部）
(11) 1部（提出書類受理確認後、当該受理票は返戻する）
(12) 1部（原本を提出）
(13) ①②各1部（写しを提出）
※加入義務がない場合は【様式 12】を1部提出すること
(14) 1部（写しを提出）

9. 選定方法

応募のあった提案については、第一次審査（書類審査）において上位3者程度を選定し、その後、沖縄県に設置する企画提案選定委員会において、プレゼンテーション等の第二次審査を行い、入選者を選定する。

- (1) 第一次審査結果通知：令和5年5月10日（水）予定
※選定された事業者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション等）の場所と時間を通知する。
※選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。
- (2) 第二次審査
期 日：令和5年5月16日（火）予定
場 所：沖縄県立博物館・美術館 博物館会議室（3階）予定
※プレゼンテーションは提出書類（企画提案書等）に基づき説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。
※プレゼンテーションに参加する申請者は2名以内とする。
※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、オンラインで行う場合がある。開催方法は第一次審査入選者に伝える。
- (3) 選定結果通知：第二次審査日から1週間以内

10. その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
エ 募集要項に違反すると認められる場合
オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則認めない。
- (4) 企画提案書等の作成に要する経費等、本業務の企画提案に要した経費については、提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (6) 入選者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (7) 入選者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。そのため、業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施するものではない。
- (8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (9) 1法人（又は1共同企業体）にあたり、提案は1件とする。

※契約保証金について（抜粋）

- 第101条地方自治法施行令167条の16第1項の規定に契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。
- 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
 - 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。